

令和5年度補正予算物流効率化先進的実証等事業費補助金  
(荷主企業における物流効率化に向けた先進的な実証事業)  
コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、令和5年度補正予算物流効率化先進的実証等事業費補助金(荷主企業における物流効率化に向けた先進的な実証事業)(以下、「本補助事業」という。)への応募申請、交付申請及び本補助事業の実行を共同して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「〇〇〇〇」(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成する組織団体は、次のとおりとする。

(1)

住所(所在地) 〒XXX-XXXX  
商号又は名称  
代表者役職名  
代表者氏名

(2)

住所(所在地) 〒XXX-XXXX  
商号又は名称  
代表者役職名  
代表者氏名

(3)

住所(所在地) 〒XXX-XXXX  
商号又は名称  
代表者役職名  
代表者氏名

(幹事者及び代表者、構成員の定義)

第4条 本コンソーシアムの幹事者は、〇〇〇〇とする。

2 本コンソーシアムの幹事者を本コンソーシアムの代表者とする。

3 本コンソーシアムを構成する幹事者以外の者を本コンソーシアムの構成員(以下「構成員」という)とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、第1条に規定する業務の履行に関し、本コンソーシアムを代表して物流効率化先進的実証事業費補助金（荷主企業における物流効率化に向けた先進的な実証事業）交付規程の目的を達成するため、補助金交付に関連する事務を行う団体（以下「事務局」という）及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって契約、補助金の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本補助事業の実行に関して連帯して責任を負うものとする。

(業務の分担)

第7条 各構成員の業務の分担は、様式1「申請様式等」のうち、「申請書」のとおりとする。

(取引金融機関)

第8条 本コンソーシアムの取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(秘密情報の保持)

第9条 幹事者及び構成員は、本補助事業に関して知り得た業務上の秘密を当該事業の契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。ただし、各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

- (1) 知得した際、既に構成員が保有していたことを証明できる情報
- (2) 知得した後、構成員の責めによらず公知となった情報
- (3) 秘密保持を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報

2 幹事者及び構成員は、本補助事業における自己の従業員に対しても前項の秘密保持に関する義務を遵守させなければならない。

(個人情報の取り扱い)

第10条 本コンソーシアムにおいて個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定される個人情報（以下「個人情報」という）を取り扱うこととなる場合には、事前に幹事者及び各構成員間で取得主体や取得方法等の詳細について協議、確認を行うものとする。

2 前項の定めに従い、幹事者及び構成員は、個人情報について、個人情報保護法及び同法に関するガイドライン等に則り、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理等必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(会計帳簿等の保存)

第 11 条 本補助事業に係る会計帳簿等の関係書類は本補助事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、〇〇〇〇(構成員名)が保存するものとする。

(コンソーシアムの成立及び解散の時期)

第 12 条 本コンソーシアムは、令和 6 年 XX 月 XX 日に成立し、第 1 条に規定する補助事業の履行後 5 年を経過するまでの間は解散することができない。

2 本コンソーシアムは、本補助事業に採択されなかった場合は、前項の規定にかかわらず、本補助事業の交付決定が終了した日に解散するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第 13 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第 14 条 構成員は、本コンソーシアムに参画する構成員全体及び事務局の承認がなければ、本コンソーシアムが第 1 条に規定する業務を完了する日までは脱退することができない。

(構成員の除名)

第 15 条 本コンソーシアムは、構成員のいずれかが、第 1 条に規定する業務において重要な義務の不履行、その他の除名にし得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び事務局の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 16 条 構成員のうちいずれかが第 1 条に規定する業務途中において破産又は解散した場合においては、第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 17 条 コンソーシアムが解散した後においても、第 1 条に規定する業務につき、契約内容との不適合があったときは、各構成員は自らの分担業務についてその責に任ずるものとし、自らの分担業務についてのみ損害賠償の責任を負うものとする。但し、事務局に対する責任は、幹事者及び各構成員が連帯して負うこととする。

(協定書に定めのない事項)

第 18 条 この協定書に定めのない事項については、別途定めるものとする。

〇〇〇〇は、上記のとおり、物流効率化に向けた先進的な実証事業の採択に係るコンソーシアムを結成したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印のうえ、事務局に提出するほか、各自所持するものとする。

令和6年XX月XX日

住所（所在地） 〒XXX-XXXX

商号又は名称

代表者役職名

代表者氏名

印

住所（所在地） 〒XXX-XXXX

商号又は名称

代表者役職名

代表者氏名

印

住所（所在地） 〒XXX-XXXX

商号又は名称

代表者役職名

代表者氏名

印

